

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 吉田工業 株式会社
 住所 京都府京田辺市山手東一丁目6番地2
 代表者氏名 代表取締役 吉田 菅雄
 電話番号 0774-63-6316
 FAX番号
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者 吉田工業 株式会社

氏名又は名称 代表取締役 吉田 菅雄

住 所 京都府京田辺市山手東一丁目6番地2

代表者氏名 代表取締役 吉田 菅雄

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	吉田工業 株式会社		
住 所	京都府京田辺市山手東一丁目6番地2		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 吉田 菅雄		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
給水装置工事主任技 術者の氏名	開原 菅雄 73349 開原 菜稲美 73348	ヨシダ スゲオ 吉田 菅雄 ヨシダ ナツミ 吉田 菜稲美	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第七三三四九号

給水装置主任技術者免状

本籍 京都府

氏名 吉田 菅 雄

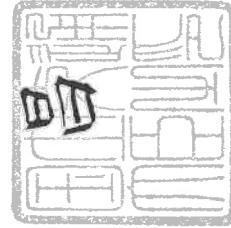
昭和三十四年十二月七日生

水道法(昭和二十九年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和七年一月二十七日

国土交通大臣

中野 洋 昌



環境大臣

浅尾 康 一 郎



第七三三四八号

給装置事主任技術者免状

本籍 京都府

氏名 吉田 菜稻美

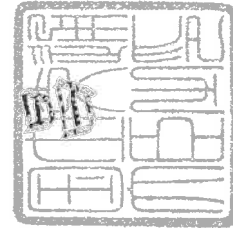
昭和三十七年一月十三日生

水道法昭和五年法律第七十七号の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

令和七年一月二十七日

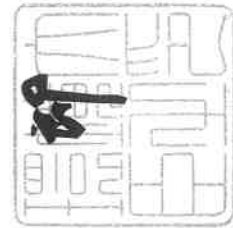
国土交通大臣

中野 洋



環境大臣

浅尾 慶一



令和 7年 2月 10日

京都市公営企業管理者上下水道局長 様

届出者	
氏名又は名称	吉田工業株式会社
住 所	京田辺市山手東一丁目6番地2
代表者氏名	代表取締役 吉田 菅雄
電 話 番 号	0774-63-6316

理由書

本日、主任技術者選任届（改姓のため）を提出いたしました。本来は30日以内に提出すべきところ、給水装置工事主任技術者免状の書換えに年末年始を挟み約2ヶ月を要したため、速やかに提出できずご迷惑をおかけしました。今後はできる限り手続き等を迅速に進め対応していきますので、申請書類の受理をお願い致します。